

各指定都市及び特定市町子ども・子育て支援制度担当課長 様

静岡県健康福祉部子ども若者局子ども未来課長

指定都市及び特定市町に所在する施設・事業所の処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件の取扱いについて（通知）

このことについて、子ども家庭庁及び文部科学省から新規発出された「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件について」（令和 7 年 9 月 16 日付けこ成基 202、7 初幼教第 4 号）（以下、「国通知」という。）により定められた研修修了要件に基づき、静岡県（以下、「県」という。）における取扱いの一部を別紙のとおり改正しましたので、通知します。

指定都市及び特定市町^{※1}に所在する施設・事業者の処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件に係る取扱いは概ね各指定都市及び特定市町によるところとなりますが、国通知の中で、県が確認等を行うことになっている事項については下記のとおり取り扱うこととします。

については、内容について十分に御了知の上、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所あてに周知をお願いします。

※1 特定市町とは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 7 年 4 月 11 日付けこ成保 296、7 文科初第 250 号）（以下、「処遇改善等加算通知」という。）」第 3 の 1（1）に定める県知事の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町をいう。

記

1 国通知 I 1（3）の旧免許状更新講習及び免許法認定講習の取扱いについて

指定都市及び特定市町が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を県が適当と認める研修としてみなす。

2 国通知 I 1（4）の保育所等における園内研修の取扱いについて

別添資料内別紙 1 別添 1 「保育所等における園内研修について」のとおり取り扱う。
なお、県が指定都市及び特定市町に所在する施設・事業所の園内研修を処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件に該当する研修と認定した場合は、認定通知書の写しを県から該当する指定都市及び特定市町に送付する。

3 国通知 I 2(1)②及び④、I 3(1)②及び④の研修実施主体として県が認める団体等について

団体等からの申請に基づき、国通知に定める要件に合致していることを県が認定する。団体等を認定した場合はその旨を県から指定都市及び特定市町に通知する。また、認定団体等の一覧は県こども未来課ホームページに掲載する。

(別添資料)

「処遇改善等加算Ⅱ（区分3）に係る研修修了要件の一部改正について（通知）」（令和7年11月28日付けこ未第946号）

別紙1 「静岡県における処遇改善等加算（区分3）に係る研修取扱要領（保育所及び地域型保育事業所）」

別紙1別添1 「保育所等における園内研修について」

別紙2 「静岡県における処遇改善等加算（区分3）に係る研修取扱要領（幼稚園及び認定こども園(全類型)）」

別紙2別添1 「幼稚園等における園内研修について」

担 当 こども未来課保育・教育班
電話番号 054-221-3758